

令和3年12月6日

PTA 会員のみなさま

島本町立第二中学校
PTA 運営委員会

PTA 臨時総会のご案内(書面決議)

日頃より、PTA 活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

先にお知らせしましたとおり、PTA 規約の改正についての臨時総会を書面にて行います。

PTA 規約第 19 条「本規約の変更は総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする」に基づいて下記議案を提出いたします。お忙しいと存じますがお読みいただき、別紙委任状及び書面決議を 12 月 10 日(金)までに封筒に入れて担任の先生へご提出ください。

第 1 号議案 委員選出の廃止に関わる改定案

条項	現行	改定案
第六章 第 7 条	本会に、次の機関をおきます。 総会 委員総会 運営委員会 会計 監査委員会 文化広報委員会 学級 給食委員会 校区委員会	本会に、次の機関をおきます。 総会 委員総会 運営委員会 会計監 査委員会 文化広報委員会 学級給食 委員会 校区委員会 文化委員会 指 名委員会
※広報、学級給食、校区委員会を統合し、新たな機関「文化委員会」をおきます。		
第 9 条	委員総会は総会に次ぐ決議機関で、 会長・副会長・庶務・会計・文化広報 委員長・文化広報委員・学級給食委 員長・学級委員・校区委員長・校区 委員及び学校長・教頭で構成し会長が 必要と認めた場合及び委員の 3 分の 1 以上の要求があった場合に開きま す。委員の 2 分の 1 以上の出席がな ければ会は成立しません。決議は出 席者の過半数の同意を必要とします。	第7条の改定に伴い、第9条を削除。
第 10 条	運営委員会は、会長・副会長・庶務・ 会計・学級給食委員長・文化広報委 員長・校区委員長及び学校長・教頭 で構成する本会の執行機関で、会の 総括的な事業等について協議運営し ます。	運営委員会は、会長・副会長・庶務・会 計・学級給食委員長・文化広報委員長・ 校区委員長文化委員及び学校長・教頭 で構成する本会の執行機関で、会の総 括的な事業等について協議運営しま す。

第八章	第17条	<p>本会は下記の役員及び委員をおきます。</p> <p>会長 1名 副会長 2名 庶務(保護者・教員各 1名)会計 1名 文化広報委員長 1名</p> <p>文化広報委員各組 1名 学級委員長 1名 学級委員各組 1名 校区委員長 1名</p> <p>校区委員各ブロック 2名以上 会計監査委員 2名</p>	<p>本会は下記の役員及び委員をおきます。</p> <p>会長 1名 副会長 2⇒1名 庶務(保護者・教員各 1名)会計 1名 文化広報委員長 1名 文化広報委員各組 1名 学級委員長 1名 学級委員各組 1名 校区委員長 1名</p> <p>校区委員各ブロック 2名以上 文化委員 3名 会計監査委員 2名</p>
第八章	第18条 抜粋	<p>1. 文化広報委員 学級を代表し生徒と会員の文化教養を高めるための事業を行います。また、年1回以上の新聞の発行を行います。</p> <p>1. 学級給食委員 学級を代表し会員相互の連携と理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう務めます。また、給食に関する取り組みと活動を行います。</p> <p>1. 校区委員 ブロックを代表し、学校と協力しあつて、会員相互の連絡を密にし、生徒の健全な育成に務めます。</p>	<p>(←3 委員を統合)</p> <p>1. 文化委員 学校と協力しあつて会員相互の連絡を密にし、生徒の健全な育成に務める事業を行います。適時、会員より事業ボランティアを募り活動を行います。</p>

第 2 号議案 書面決議(WEB での決議を含む)に関する改定案

第六章	第8条	<p>総会は毎年 1 回以上開きます。臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があつた場合、それぞれ随時開きます。総会は会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ会を開き決議することができません。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</p>	<p>(太字加筆)</p> <p>第 8 条 総会は毎年 1 回以上開きます。臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があつた場合、それぞれ随時開きます。総会は会員の 5 分の 1 以上の委任状を含む出席がなければ会を開き決議することができません。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。総会および臨時総会の決議は次のいずれかの方法に基づいて行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面集会による決議 ・ 書面または電子書面による決議
-----	-----	--	--

第 3 号議案 ブロック制度を廃止することに関する改定案

第六章	第 12 条	文化広報委員会、学級給食委員会、校区委員会はそれぞれ各学級・各ブロックから選出された委員をもって構成されます。	各ブロックからの選出廃止に伴い、削除。
第九章	第 20 条	本会の役員、委員の選出については別に規定を設けることとする。	(太字加筆) 第 20 条 本会の役員、委員の選出については 指名委員会により選出する 。選出方法については別に規定を設ける。
	第 21 条	本規約はブロック編成規定を別に設けることとする。	第 21 条はブロック編成規定の廃止に伴い、削除。

第 4 号議案 会費の改定案

第七章	第 14 条	会費は 1 口月額 150 円とします。	会費は 1 口 年額 2000 円 とします。 または 会費は1口 年額 1800 円 とします。
-----	--------	----------------------	---

※書面決議書の回答をもって、どちらかに改定します。

第 5 号議案 会計監査委員会についての改定案

第六章	第 11 条	会計監査委員会は指名委員会から選出された委員をもって構成されます。	会計監査委員会は指名委員会から選出された委員 前年度会計 1 名と運営委員会 1 名 をもって構成されます。
-----	--------	-----------------------------------	---

【補足資料1 会費改定の背景について】

■PTA会費を1口年額2,000円とする

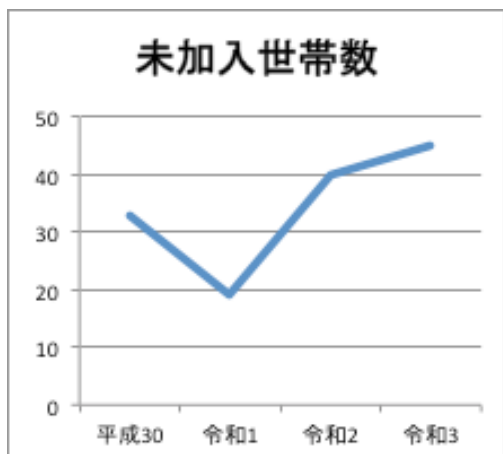
これまでの会費は、PTA会員である保護者1人に対して1口1,800円/年です。今回、改定するにあたり、

現在1口 保護者1人の家庭は納入額が 200円/年 増額となります。

現在2口 保護者2人の家庭は納入額が 400円/年 増額となります。

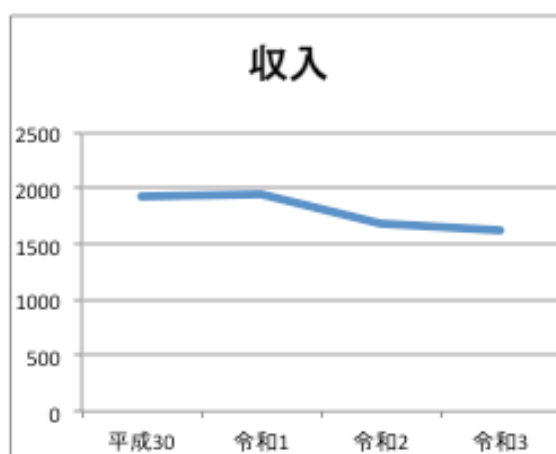
当初、ご家庭により保護者の納入額が異なるため、1世帯1口と金額を統一することが収入管理も含め適切ではないかと、会費徴収方法の見直しを検討する為、幾度と予算修正、試算を

しておりましたが、本年度の現状として更にPTA会員数が減少しており、1世帯1口ではかなりの減収となることから、今後も増収が見込めない限り、大幅な改定は難しいのではないかと判断いたしました。



年	平成30	令和1	令和2	令和3
未加入世帯数	33	19	40	45

(人)



年	平成30	令和1	令和2	令和3
収入	1932	1948	1691	1615

(千円)

その上で、長引くコロナ禍での子ども達の安心安全な学習、学校生活の整備やこれからICT教育は必須であり、生徒活動奨励金をこれ以上削ることは、望ましくないと考えております。本年度は、プロジェクター設置費用の一部をPTA会費で負担いたしました。本年度もコロナ禍で一部学校行事やPTA活動が中止、縮小されていることから、このままでは、また収入は繰越される事になるかと思いますが、本来は単年度予算内での運営が望ましいと考えております。予算が余った場合は子ども達のために都度、還元出来る方法を学校側と会員のみなさまと考えていき、PTAの主旨に基づく活動を1年1年と継続していくべきだと考えております。

会費改訂の最終判断として、会員のみなさまのご意向は、今後の減収に備えPTA会費の値上げを実行すべき、

または会費は当面、現状据え置きで繰越金も運用しながら改定に関しては先送りとするかを問いたいと思います。

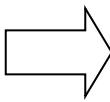
【補足資料2 選出規定変更について】規約変更に伴い選出規定を次のとおり変更します。

現行	変更
役員委員選出規定	役員委員選出規定
<p>第1条の1 会長・副会長・庶務・会計 会計監査の選出は、指名委員会において、 会員の中より選考の上、候補者を選出し 、総会において承認を受けます。</p> <p>第1条の2 文化広報委員長・学級給食委員長・校区委 員長の選出はブロック編成規定によるローテ ーション方式とし、各ブロックより選考の上、候 補者を選出し、総会において承認を受けま す。選出作業は、校区委員が各ブロック会員 を招集の上、選出します。</p> <p>第1条の3 指名委員は、各ブロックよ り2名を選出します。このほか教職員よ り1名、運営委員より1名を選出します。 指名委員長は指名委員より、互選により 選出し、会長が委嘱します。</p> <p>第1条の4 PTA規約、第八章、第1 7条の規定にかかわらず、PTA運営に 特別な理由がある年度は補助員を置くこ とができます。</p> <p>第2条 文化広報委員は、保護者から各学級 1 名を 選出し、会長が委嘱します。</p> <p>第3条 学級給食委員は、保護者から各学級 1 名を 選出し、会長が委嘱します。</p> <p>第4条 校区員委員は、各ブロック2名以上を選出 し、会長が委嘱します。</p>	<p>(第1条を新設) この規定は規約 9 章 20 条に基づき、 PTA 役員の選出を円滑に行うために定 めます。</p> <p>(第1条の2は削除)</p> <p>(現行第1条の1は第2条に変更 太字加 筆) 会長・副会長・庶務・会計・会計監査文化委 員の選出は、会員からの立候補および平 等かつ公開された選出方法により指名委 員会において会員の中より選考の上、候補者 を選出し、総会において承認を受けます。</p> <p>(現行第1条の3は第3条に変更し太字加筆) 指名委員は、各ブロックより2名を選出 します。このほか教職員より1名、運営 委員より1名を選出します。 指名委員会は立候補により選出したPTA 会員と運営委員により構成されます。 指名委員長は指名委員より、互選により 選出し、会長が委嘱します。</p> <p>(第1条の4は第4条に変更)</p> <p>(現行第2条から4条は削除)</p>
<p>第5条 原則として、一人が同時に2種以上の役 員、委員に選出されてはなりません。 また、役員委員長(会計監査を除く)は 一家庭につき1回、会計監査、全ての委 員は一子につき1回とします。但し、再</p>	<p>第5条 原則として、一人が同時に2種以上の役 員、委員に選出されてはなりません。 また、役員委員長(会計監査を除く)は 一家庭につき1回、会計監査、全ての委 員は一子につき1回とします。但し、再</p>

任は妨げません。役員、委員長、全ての委員がやむを得ない事情で年度途中に交代をする場合は、運営委員会と関係する委員会で協議、選出し、承認、委嘱します。	任は妨げません。役員、委員長、全ての委員がやむを得ない事情で年度途中に交代をする場合は、運営委員会と関係する委員会で協議、選出し、承認、委嘱します。
第6条 この規定の変更は委員総会の決定を要します。	第6条 この規定の変更は委員総会運営委員会の決定を要します。

【補足資料3 この規約改定でこれからのPTAはどう変わるのか？】

☆各委員の選出
 校区委員各ブロック1名
 各クラス学級給食委員1名・文化広報委員1名・
 ☆各委員会

約30~40名の委員
 **廃止します！**

運営委員の業務削減、且つ会員の負担減のため委員選出を廃止、各委員会を解散します。
 (役員選出を公平にするため指名委員会は残します)
 行事のお手伝いなどは保護者のみなさんからボランティアを募り運営します。組織図は下記のとおりとてもシンプルになります。

